

平成 26 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 26 年 1 月 28 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番 鶴田雄士君	2 番 稲田秀敏君
3 番 川原昭雄君	4 番 川口直君
5 番 武内正俊君	6 番 森本文隆君
7 番 佐々木碩哉君	8 番
9 番 小松信男君	10 番 江良邦勝君
11 番 浦上廣幸君	12 番 山本友保君
13 番 -	14 番 福本富人君
15 番 山下和弘君	16 番 川峯正美君
17 番	18 番
19 番 松本カツエ君	20 番 橋本正寛君
21 番 宮崎義一君	22 番 森下雅成君
23 番 滝下清三郎君	24 番 山田勝彦君
25 番 前田達也君	26 番 柴田眞一君
27 番 山本隆久君	28 番 松岡健吾君
29 番	30 番 小川浩治君
31 番 松原高弘君	32 番 松川兼光君
33 番 戸谷泰典君	34 番 倉田喜一君
35 番 池田裕之君	36 番 梅田良二君
37 番 平岡秀樹君	38 番 本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

8 番 中村三千人君	17 番 川崎眞志男君
18 番 森岡一正君	29 番 小堀田幸一君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛	参事	倉田菊代

#### 4、議事日程

開 会

- |      |      |                             |
|------|------|-----------------------------|
| 日程第1 |      | 議事録署名委員の指名について              |
| 日程第2 | 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について        |
| 日程第3 | 議第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について     |
| 日程第4 | 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について     |
| 日程第5 | 議第4号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第6 | 議第5号 | 天草農業振興地域整備計画の変更について         |
| 日程第7 |      | 報告事項について                    |

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 26 年第 1 回総会を開催致します。では始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、明けましておめでとうございます。お健やかに新年をむかえられたことと思います。これから 1 年間お世話になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、先月の農業新聞の記事で、国の産業競争力会議において農業委員会や JA などのあり方について検討するという記事が掲載されておりましたが、どのように検討されていくか大変心配しているところでもあります。私たちはこの内容について見守りながら、頑張っていくしかないのかなと感じているところでもあります。

先月の 15 日に市の担い手公社設立準備委員会が開催されましたけれども、その中で農政改革が今後どのように進むのかがわからない段階での検討がどうなのかということもあり、4 月か 5 月頃には農政改革の内容についてもわかってくるのではないかとということで延期された次第であります。

担い手公社を立ち上げ、担い手を育てるということはたいへん大事なことであると思えますけれども、農政改革についてもっとスピード感を持って進めていただきたいと感じているところでもあります。

また、来月の 20 日には農業委員の全体研修会も予定されております。その中でも色々なことが話されると思えますので、多くの農業委員の皆さんに出席願いたいと思えます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

○事務局（森内健二君） 本日は、8 番中村委員、17 番川崎委員、18 番森岡委員、29 番小堀田委員から欠席届が提出されておりますけれども、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思えます。よろしく願いします。

---

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、35 番池田裕之委員、36 番梅田良二委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③をご覧ください。

では、1番について説明いたします。

本町の譲受人は北原町の譲渡人より、本町の田3筆872㎡を売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には水稻を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。

有明町の譲受人は、岡山県倉敷市の譲渡人より、有明町の畑253㎡を、贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には、みかんを栽培される計画です。

3番について説明します。

有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑10,359㎡、田1,605㎡を贈与により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には、みかん、水稻を栽培される計画です。

4番について説明します。

栖本町の譲受人は、阿蘇市一の宮町の譲渡人より、栖本町の畑149㎡、田1,354㎡を、売買により取得したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には、野菜、飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○事務局（平田正剛君） 倉田委員さんがまだお見えではありませんので、事務局より説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（平田正剛君） では、1番についてご説明いたします。

申請場所は、本町天草空港線沿いの毛利内科医院の裏手にあります。

農作業従事者は、申請人とその母の2人で、4反以上を耕作されており、農業機械もトラクター、田植え機、動噴等を所有されております。

特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番(松川兼光君) 32番、松川です。2番について説明致します。

申請場所は、国道より旧天草東高校グラウンド横を通り、松島有料道路の高架下を100mほど過ぎたところにあります。譲受人は、飼料稲や水稲、みかんを栽培されておられます。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番(山田勝彦君) 24番、山田です。3番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子であり、生前贈与による申請でございます。譲受人は昨年より農業に従事されておりますが、今後も親子でみかんを栽培されるということで、特に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○21番(宮崎義一君) 21番の宮崎です。4番について説明致します。

申請場所につきましては、県道松島馬場線を河内方面へ進み、一ノ瀬橋を過ぎ300mほ

ど進んだところを山手の方へ右折し、100mほど上ったところにあります。これまで耕作もされておらず荒れておりましたが、今回飼料稲を栽培する上での規模拡大ということで売買による申請となりました。現地も確認しましたが、耕作可能な状態まで復元されておりました。何も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

愛知県津島市の申請人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、有明町の畑 1,176㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

なお、既に一部が駐車場としているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、赤崎の天草消防有明分署より旧道に入り、次の交差点を右折し、約50mほどすすんだ左側にあります。内容としては、申請者が愛知県在住のため耕作できないとのことで、太陽光発電施設を建設し管理したいとの申請であります。隣接農地及び排水についても同意が取れており、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。このところ太陽光発電施設の申請が毎月のように申

請が出されておりますが、農業委員としてやはり知っておくべきことではないのかなと思  
い事務局にお尋ねします。

太陽光発電を始められるにあたり九電と契約をされることと思いますが、事務局で受付  
をされる際、詳しい内容を聞いておられると思いますので、教えていただきたいと思いま  
す。

○事務局（藤崎眞二君） 申請時の受付の流れとしましては、申請者が九電と売電するた  
めの接続方法の打合せや売電価格等の契約を済ませ、経済産業省の認可申請を経て、農業委  
員会に申請する流れとなっております。

○3番（川原昭雄君） 農業委員として市民の方より色々聞かれる事もあるので、知って  
おいた方がいいのかなと思うのが、この売電による収入がどれ位で、何年間保証されるも  
のなのか、また、機材としての耐用年数についてもどれ位持つものなのか、事務局で受付  
をする際、参考として聞いておられると思いますので、教えていただきたいと思いま  
す。

○事務局（藤崎眞二君） これまで受付した申請内容の規模やパネルの発電量及び設置枚数  
により違いが有るため、一概には言えません。

また、農地転用許可については、許可基準に基づいてご審議いただくもので、売電事業  
の経営計画については基準に含まれませんので、特に把握しておりません。

○3番（川原昭雄君） 私たちも農業委員として地域の方からいろんなことを聞かれますの  
で事務局としても受付をする際には、勉強のつもりで色々聞いてほしいと思いま  
す。

○議長（鶴田雄士君） 他にご質問、ご意見等はありませんか。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。会長にお尋ねします。私も農業委員をやっていく  
上で、どれ位まで申請者の方に聞いていいものなのか疑問に思っております。具体的な内  
容や金銭的な面について聞いていいもののかを教えていただきたいと思いま  
す。

○議長（鶴田雄士君） 私は必要なことであれば聞いていいと思いま  
す。

その他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

外にご意見が無ければお諮りいたします。本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

御所浦町の譲受人は、広島市の譲渡人から北原町の畑 198 m<sup>2</sup>を売買により取得し、転居予定に伴う個人住宅を建築したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に造成済みであるため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所については、北原町の農水省統計事務所の近くになります。申請内容については、現在、御所浦町に住んでおられますが、今年の4月より子どもの小学校入学にあたり、転居するための自己住宅を建てたいとの申請です。給水は市の上水道、生活雑排水及び汚水は公共下水道を利用され、雨水については市道側溝に放流する計画となっております。隣接者及び排水の同意も取れており、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

楠浦町の譲受人は、薩摩郡さつま町の譲渡人から楠浦町の田 24 m<sup>2</sup>を売買により取得し、庭用地として宅地の拡張をしたいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番の森下です。2番について説明致します。

申請場所は、楠浦町舟津地区の入口で、郵便局の側にある住宅地にあります。前方のスクリーンにもあるとおり、住宅街の一角で、庭用地として宅地を拡張したいとの申請であ



ります。何等問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

志柿町の借受人は、志柿町の貸渡人外1名から志柿町の畑2筆778㎡を賃借権の設定により借り受け、店舗用駐車場を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。3番について説明致します。

申請場所は、志柿町の知ヶ崎住宅の手前にある元池田ストアの駐車場です。譲受人は以前、この店を経営をされておりましたが、数年ほど前から閉店し、今回また開業することによって準備を始められておりました。その際、今回の申請地が農地であったことを知り、申請に至ったとのことでした。周囲は住宅地であり、農地等もないため、特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人から下浦町の畑520㎡を贈与により譲り受け、施設利用者のための駐車場を建設したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

なお、既に施設駐車場の一部として利用されているため、始末書が添付されております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。4番について説明致します。

申請場所は、下浦町の聖和園ケアホームの敷地内にあります。昨年11月に開設された施設で、この一部が農地であることに気づかず、建設してしまったとのことでした。現況としては、駐車場及び法面と一部が道路にかかっております。元々隣接する農地も無く、一筆だけ取り残された形で残っていたため気づけなかったとのことでした。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について、ご説明いたします。

栖本町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、栃木県下都賀郡の譲渡人から、栖本町の畑433㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

なお、すでに一部が駐車場とされているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番の宮崎です。5番について説明致します。

申請場所は、栖本の国道266号線を倉岳方面へ進み、円性寺入口より旧道に入り、30mほど進んだところにあります。譲受人は現在両親と同居中で、子どもも出来て手狭になったことから、実家に近い場所に自己住宅を建てたいとの申請です。

現地は、以前に建てられた車庫があり始末書が添付してあります。

周囲の同意や区長からの排水同意も取れており、特に問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 6番について、ご説明いたします。

新和町の譲受人は貸駐車場とするため、新和町の譲渡人から新和町の畑 67 m<sup>2</sup>を受贈により取得し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地の南側から西側にかけて10haを超える農地の広がりがあり、市道を介し申請地と隣接しているため、立地基準は第1種農地となります。第1種農地は原則不許可でございますが、本案件は日常生活上必要な施設で資料④の7ページの見取図でお判りになるかと思いますが、集落に接続して整備される計画となっておりますので、不許可の例外に該当し、許可が可能と判断できます。

以下記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口 直君） 4番の川口です。6番について説明致します。

ただ今、事務局より詳しい説明がありましたので、その他調査した内容について説明します。申請場所は、新和町大宮地の下公民館の近くにあります。周囲からの需要が見込める貸駐車場に転用したいとの申請です。隣接する農地は平成24年12月に既に駐車場へと転用許可が出されているため、周囲に農地はありません。

区長からの排水同意も取れており、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 7,8,9番については同一事業のため一括して説明します。

7番及び8番につきましては、所有者である父親から子ども2人が無償で借り受けて、太陽光発電施設に転用し、9番については娘婿が売買により取得し、同じく太陽光発電施設

に転用したいというものです。

資料④の 8 ページの下段の配置図ををご覧くださいと思います。7, 8, 9 番の太陽光パネルの配置を図示したものでございますが、7 番の案件が配置図の②で、8 番の案件が③、9 番が④でございます。なお、①の部分は 848 m<sup>2</sup>面積がございますが、これまでどおり畑として利用したいとのことです。

事業計画の大まかな内容ですが、久玉町の畑 3, 688 m<sup>2</sup>の内、2, 840 m<sup>2</sup>に 3 事業者それぞれが 316 枚の太陽光パネルを設置し、49. 9kw 出力規模の売電事業を開始される計画です。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。

以下記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○10 番（江良邦勝君） 10 番の江良です。7 番、8 番、9 番を一括して説明致します。

ただ今、事務局より詳しい説明がありましたので、特に説明することはございませんが、7 番、8 番の申請人については親子間の使用貸借であり、9 番については義理の親子間における所有権移転の申請となります。それぞれが県外在住であり、農地として管理することが困難であるため、太陽光発電施設を建設し、有効活用をしたいとのことです。

それぞれ隣接同意や排水同意等も添付されており、特に問題はないかと思しますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 7 番、8 番、9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 4 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第 4 号について説明します。

1 番の栖本町の譲受人のほか所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 17 件、再設定の計画が 16 件で、総面積は 112, 156. 32 m<sup>2</sup>となっております。

なお、5 ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、栖本町の圃場整備がなされた 4 区画の田 3, 354 m<sup>2</sup>を 210 万円で売買により取得したいというものです。

これは反当り 626,118 円となります。

栖本町の申請人が今回の譲受人(あっせん候補者)ですが、栖本町で水稲、茶、小麦など合わせて約 5 町規模の複合経営を行なっている認定農業者で、本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登載されております。取得後は申請地へ水稲を作付けされる計画です。申請地は当事者間で利用権を設定されていましたが、市外居住の所有者が帰郷しないということで売買契約が成立し今回の申請に至っております。

6 ページ目以降は利用権設定の計画でございますが、6 ページの 3 番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の計画でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ① のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定 33 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 5 号、農業委員会委員選挙人名簿登録申請資格審査についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（倉田菊代君） 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についての資料につきましては、資料⑤になります。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 2 項の規定により、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に記載された事項について意見を付して、1 月 31 日までに選挙管理委員会に送付する必要があります。

農業委員会選挙人名簿調製のための申請書が、8,289 人からあっておりますが、面積不足や従事日数不足等の理由により、申請に基づく選挙権を有する者の数は、8,108 人とな

っております。右下の数字となります。

続いて、裏面をご覧ください。この集計表は、昨年と比較した資料です。上の段が昨年、下の段が本年の状況です。一番左の欄に地区の表示をしております。地区名の横の欄は、申請された戸数と人員の数です。それから面積不足や従事日数不足などの要件を満たさない者を差し引いて、選挙権有（A）の欄の数となります。ここの各地区の合計が申請に基づく選挙権を有する者の数 8,108 人となります。これは昨年度より 1,041 人減少しています。

また、登載申請書は本日までに本庁別館及び支所において農業委員さんに事前にチェックをしていただきました。それにより、「農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 3 項の規定」により、本日までに 1,528 人を職権により資格を認定していただいています。これが、職権による（B）欄です。これは昨年度より 244 人減少しています。

申請に基づく選挙権を有する者の数と職権による者の数の合計が 4,185 戸、9,636 人となっています。

本日は、申請と職権により認める者の数との最終的な審査をお願いします。審査後の数を増減して選挙管理委員会へ送付致します。

選挙管理委員会では、住所、年齢等の要件について最終的な審査を行い 2 月 20 日までに選挙人名簿を調製します。2 月 23 日から 15 日間縦覧期間が設けられ、3 月 31 日に選挙人名簿が確定することになります。

それでは登載申請書等の最終確認をよろしくをお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは地域別に審査をしていただきます。10 分間休憩の後、名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行ってください。

（名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行う。）（10 分間）

○議長（鶴田雄士君） それでは再開します。ただいま地域毎に審査をしていただきましたので、これに基づき事務局で整備調整して選挙管理委員会に送付したいと思います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんのでそのように進めさせていただきます。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について、事務局より各種の届出があったもの

について報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届につきましては、該当ありませんでした。

許可不要転用の4条案件に係る届出につきましては、本町より1件提出され、農業用倉庫を建築するという届出がありました。

次に、許可不要転用の5条案件に係る届出につきましては、久玉町の携帯電話無線基地局を設置する案件が1件ありました。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後3時50分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 池田裕之

署名委員 梅田良二

